

補助金事業等収益明細書
(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 石川福祉会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						介護保険事業	老人福祉事業	保育事業
広島県	介護事業	2,474,791		2,474,791		2,474,791		
東広島市		1,571,800		1,571,800		1,571,800		
広島労働局		461,900		461,900		461,900		
その他		463,088		463,088		463,088		
区分小計		4,971,579	0	4,971,579	0	4,971,579	0	0
広島県	老人事業	17,449,000		17,449,000			17,449,000	
東広島市		293,058		293,058			293,058	
広島労働局		534,000		534,000			534,000	
その他		9,424		9,424			9,424	
区分小計		18,285,482	0	18,285,482	0	0	18,285,482	0
【補助金事業収益(公費)】	保育事業							
東広島市		27,462,800		27,462,800				27,462,800
【補助金事業収益(一般)】								
園児(保護者)			444,400	444,400				444,400
区分小計		27,462,800	444,400	27,907,200	0	0	0	27,907,200
次世代自動車振興センター	施設	850,000		850,000	850,000	850,000		
区分小計		850,000	0	850,000	850,000	850,000	0	0
合計		52,014,261	0	52,014,261	850,000	5,821,579	18,285,482	27,907,200

- (注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。
- なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。
- また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。